

イリノイ州発行の運転免許証およびIDカードの  
安全性向上のための改良と発行手続きの変更について

平成28年5月18日  
在シカゴ日本国総領事館

5月17日、イリノイ州は、7月末までに、**Real ID 法**（運転免許証等の発行基準に関する連邦法）の基準へ近づけた新たな運転免許証およびIDカードを発行することに伴い、運転免許証およびIDカードの発行手続きが次の通り変更になる旨発表しました。

イリノイ州では、これまで、運転免許証またはIDカードの申請または更新の手続を行った後、即日で新しい運転免許証が発行されましたが、7月末までにこの手続きが変更になります。変更後は、運転免許証またはIDカードの申請または更新手続きの日に、紙製の仮運転免許証または仮IDカード（**Temporary, secure paper driver's license or ID card**）が発行され、新しい運転免許証またはIDカード（**Permanent driver's license or ID card**）は、申請・更新手続き終了後15日以内に郵送されます。この仮運転免許証および仮IDカードは、発行後45日間、有効な運転免許証または身分証明として使用することが可能です。

古い運転免許証およびIDカードは、申請または更新時に失効処理を行った後（穴をあけた状態で）申請者に返却されます。航空機の利用の際には、①仮免許証または仮IDカード、②失効処理され返却された古い運転免許証またはIDカードの2点を提示することで空港施設等への立ち入りが可能です。

なお、今回改良される新たな運転免許証またはIDカードは、**Real ID 法**（運転免許証等の発行基準に関する連邦法）の基準を完全に満たしておらず（現時点で84%）、イリノイ州は、今後、同基準を完全に満たすよう改良を重ねる模様です。

また、米国国土安全保障省は、2018年1月22日以降、この**Real ID 法**の基準を満たしていない運転免許証またはIDカードは、身分証明書としての効力がなく、航空機利用時の空港施設立ち入りの際には、旅券（パスポート）などの提示が必要だとしています（旅券は、この**Real ID 法**とは関係なく、同施設への立ち入りの際の身分証明書として有効です）。

詳しくは、以下のウェブサイトをご覧ください。  
イリノイ州ホームページ

<http://www.cyberdriveillinois.com/news/2016/may/160517d1.pdf>

運転免許証等の発行基準に関する連邦法（Real ID 法）について（当館ホームページ）

[http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con\\_real\\_id\\_160111.pdf](http://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/con_real_id_160111.pdf)